

医療機関等の皆様へ

・本券を持参した患者は名古屋市が児童福祉法に基づき児童福祉施設や里親等に措置している児童等です。保険適用の医療(調剤)に係る自己負担分は市が公費で負担いたしますので、窓口での負担徴収はしないでください。

・里親名が記載されている者は、児童福祉法に基づき、認定された里親です。里親等に措置している児童等の中には日常生活上通称名(里親の名字)を使用している場合があります。里親から通称名の使用について依頼等がありましたら、窓口で名前を呼ぶ際等にご配慮いただきますようお願いいたします。

医療費の請求方法について

① 児童等が国民健康保険に加入している場合

医療機関備付の国保併用レセプトを使用し、医療機関が直接愛知県国民健康保険団体連合会(県外の施設にあっては、当該都道府県国民健康保険団体連合会)へ請求してください。

② 児童等が上記①以外の健康保険に加入している場合

医療機関備付の社保併用レセプトを使用し、医療機関が直接愛知県社会保険診療報酬支払基金(県外の施設にあっては、当該都道府県社会保険診療報酬支払基金)へ請求してください。

③ 児童等が健康保険に加入していない場合

医療機関備付の公費単独レセプトを使用し、医療機関から直接愛知県社会保険診療報酬支払基金へ請求してください。